

岩手県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
やまと在宅診療所一関	一関市宮坂町2番9号	令和3年4月1日
ひらいずみ内科クリニック	西磐井郡平泉町平泉字志羅山3番6号	〃
クスリのアオキ西大通り薬局	花巻市下北万丁目178番地3	〃
つくし薬局柳原店	北上市柳原町五丁目12番16号	〃
すずらん薬局	遠野市青笹町中沢5地割5番地1	〃
矢巾調剤薬局	紫波郡矢巾町大字西徳田第3地割74番地	〃
南やはば調剤薬局	紫波郡矢巾町南矢幅第7地割453番地	〃